

◆ ◆ ◆
公開講座に104名参加 (2月7日)
 ◆ ◆ ◆
— 強化される調査・徴収 / 確定申告は —
 ◆ ◆ ◆

去る2月7日、第36回公開講座を平和と労働センター・全労連会館で開催しました。

強化される調査・徴収のなかで、差し迫った確定申告にいかに対処していくか緊迫した公開講座になりました。

今回の講座では、当面の確定申告の留意点について所得税、資産税それぞれ報告が行われましたが、それに加えて当面する課題の実務対応として「給与と外注費の判定とその対応」「平成18年度改正による役員給与関係」「税務調査—質問及び検査のあり方」という個別テーマのレポートが紹介され、画期的な公開講座になりました。

センターの会員、新人会はじめ諸団体の参加者も熱心に聞き入り、質問も出されました。

今回の講座に向けて、税務調査の法律的知識—税務職員の調査ノウハウが出版されたことも講座を盛り上げたと言ってもよいでしょう。



当局の対応例を示していること、この対応例の記載部分が質問検査権の関係法令や判例に照らして妥当な具体的対応といえるかが問題で、今後の学習継続が期待されます。

給与か外注費かの判定、その対応について、等の質問が寄せられたことを紹介します。



庶民大増税
 反対しよう

荒れる確定申告相談

庶民大增税で膨らむ事務量

「総所得3%増、税額8%増」、定率減税廃止など庶民増税が数字としてくっきりと現れた東京国税局平成18年分の確定申告。申告書総枚数は5,687千枚、対前年101.8%とさほど大きな伸びではないといえ、ハイカウンター式巡回指導、オフラインやE-Taxを利用した申告の推進強化などの施策の中で、職員の疲労は頂点に達し、残業がやりたくても体がいうことをきかない、というほど過酷な確定申告となったようです。

昨年度から全署的に取り入れられたアウトソーシングによる申告書入力事務。今年は外注単価の引上げによる予算の制約で人員削減（対前年比94.8%）。オフライン、E-Tax申告コーナーの拡張のための人員配置などにより相談事務にかかわる人員が大幅に減らされるという現象が起きました（署職員の相談事務対前年比87.6%、オフライン補助員対前年比112.7%）。さらに職員も納税者も立ったままの相談体制となったハイカウンター式巡回指導、元国税局所得税課長が署長のM署では号令一下強力で推進、通常は職員の休憩用に置かれる椅子も排除して実施したといえます。つまみ食いの指導で会場全体に落ち着きが無く、忘れ物が増え盗難騒ぎまで発生する始末。荒れていく申告相談事務を象徴しています。

▶ IT化、現場と遊離

4人の納税者が1台のプリンターでプリントアウト。個人情報漏洩やミスプリが心配されたオフライン。職員が張り付き手取り足取りで入力指導、プリントアウトは職員がして事なきを得たようです。ちなみに140台超のオフラインを配置したという札幌のある署は、パソコンのふたを閉じその上で申告書処理作業をしていたとか。

E-Taxによる申告書提出が所得税78千件、消費税13千件といずれも前年対比で10倍以上の伸びを示しましたが、これは昨年、各署とも統括官以上が1人50件以上を受け持ち勧誘に歩き回った結果です。がしかし、全提出件数にしめる割合

は所得1.4%、消費4.5%と低率です。現場の職員は「利用者は伸びない」と覚

めた感覚でいるようです。今年、E-Tax利用の還付申告者の優先還付が宣伝されました。しかし、添付書類は別送のため還付が遅れ納税者からクレームがあったようです。さらに、税制改正で添付書類不要が出されていますが、これについて現場ではその先の処理や、還付の審査、調査をどうするのか一切説明がないというのが現状です。



▶ 消費税無申告者解明優先

4～6月調査については、特官部門や特調部門（班）は従前どおり調査を実施。一般部門は消費税無申告者の解明（着眼調査）が重点。一般調査まで手が回らないというのが実情のようです。昨年大量の行方不明申告書を出したこともあり、全管的にも転出入事務や事後処理など内部事務を重視しているようで、「調査、調査と先陣争いするな」と釘が刺されたという話も聞こえています。とにかく「トラブルを起こすな」が至上命令というのが実情です。

消費税無申告者の解明事務は平成18年12月末で調査対象者件数の半分約3千件が未済として残っており、今年の計画ではこの時期の調査事務量を前年対比約5千人日増やしたのもこのあたりの事情によるものと考えられます。

昨年の調査実績で特徴的な点は、継続管理事案（12階級以上事案など）調査にみると無申告事案の調査に比重がおかれている傾向が見えます。

全調査件数の前年対比118%にくらべその内の無申告事案は180%の伸びとなっています。インターネット商法が隆盛の時代、この傾向は続くものと考えられます。 (石)

「質問検査権」に関する 合同研究会開催（4/7）

「質問検査権の法的知識」

- ・ 好調に頒布。
- ・ 注文はお早めに

既報のとおり、当研究センターは東京局が若手職員向けに発行した「調査における法的知識」を1年がかりで開示を実現させました。この文書は現在の税務行政を理解するうえで欠かせないテキストになると判断し、税務行政研究部会でプロジェクトチームを編成して不開示部分（納税者の主張）の補完作業を行い「税務調査の法的知識」（税務職員の調査ノウハウ）を発刊しました。発刊して3ヶ月になりますが、税務調査に対する関心の高さの現われか、全国各地の税理士、税理士団体、民主団体等から相次ぎ注文が寄せられ、現在約1,900部が頒布されました。

また、この文書の開示や本書の発刊を機に税経新人会等では「質問検査権の法理」をテーマに講演会や研究会が開催されています。当センターにも講師の要請が何件かきています。当局の動きでは、開示との関係は定かではありませんが、4月に開催された第一統括官会議の資料には、調査について「あくまでも任意調査であり、質問検査にあたっては納税者の承諾が前提となる」と、従来にはない表現がもちいられています。

当センターは、前記の出版物の頒布状況を鑑み、質問検査権の基本的知識の習得、「法的知識」の諸問題の共有、講師陣の養成等を目的に、急きよ内部の研究会を企画しました。

この研究会は、4月7日に税務行政研究部会をはじめ5つの部会の合同で、平労会館にて10時から5時まで熱心に質の高い講演と討論が行われました。

講演は最初に、質問検査権の法律の第一人者である日大名誉教授北野弘久先生に、私ども実務家にとってとくにおざりになりがちな納税者基本権と質問検査権との関係について、憲法問題を含め、基本的、大局的に講義をしていただきました。次に税金裁判の第一人者である弁護士の鶴見祐策先生には、税務当局にとって「桎梏」になっている最高裁決定の評価と、以後の判例に基づき、質問検査権が行使された場合の各場面についての法的知識とあわせ「若手職員向けのマンガ法的知識」の批判をしていただきました。最後に青山学院大法学部教授の中村芳昭先生には、お二人の講演を受けてそのまとめと質問検査権の諸課題について講演をしていただきました。その後1時間に亘って発言が制限されるほど活発に質問と討論が交わされました。参加者は34名でした。

センターでは、この研究会の内容について録音テープを起す等の整理を行い、今年の通常総会までに小冊子にまとめ会員にかえしていく予定です。

二回の増刷をしましたが、現在在庫は100冊程度です。センターでは初版はこれで締めたいと考えています。会員でまだ注文されていない方は、お早めに注文してください。再販については、再度開示文書の研究を深めた上で検討をしたいと考えています。

税務調査の法的知識

—税務職員の調査ノウハウ—



東京税財政研究センター

谷垣元財務大臣

「滞納者と十分相談する」

○谷垣国務大臣 さつき佐々木委員がおっしゃいましたように、消費税の免税点が引き下げになりますと、今までは納税義務がなかったけれども今度納税義務ができたというので、対応に迷われたり苦しめられたりする方というのは出てくると思うんですね。そういう新たに課税事業者になった方々に対してはやはり、委員がおっしゃったように、申告であるとかあるいは期限内納付といった御相談にはきめ細かく対応しないとイケないんじゃないかと思えます。

仮に、こういう事業者について国税が滞納になったという場合があり得ると思いますが、これはやはり、滞納者個々の実情というものを十分につかんで、それでその実情に即しながら適切な処理を図っていくということじゃないかと思いません。

今もいろいろ委員との間でやりとりしていただいたわけですが、滞納者から分割納付等の申し出があるということもあり得ると思いますが、そういう場合も、十分相談の上、滞納者の実情に即した対応をとる、これは従来国税庁の方針だったと思います。今後ともそういう形で適切な処理を国税庁は図っていくというふうに承知しております。

財務金融委員会議録第十一号 平成十七年三月十五日

センター活動日誌

- 07. 2. 7 第36回公開講座
- 07. 4. 7 「税務調査の法的知識」
合同研究会
- 07. 4. 25 第4回理事会

第14回 通常総会のお知らせ

日時 2007年8月20日
午後1時～5時
会場 平和と労働センター／
全労連会館
文京区湯島2-4-4

ザ・コラム

美しい国

▼当社は、生き残りをかけて、消費者のニーズに心える商品の開発、付加価値のあるサービスの提供に努力しているところです。

取材記者に向かって経営者が言っていた。

葬儀社も過当競争で経営が大変なんだそうだ。

▼しかし商売とはいえ肉親を失ったばかりの遺族の心情をよそに、消費者のニーズだとか、商品とか、付加価値とか、よく言える。

▼新聞雑誌の経済欄では、シルバー産業、介護需要、高齢者市場、こうした記事を先を争って書き立てている。それをまた投資新聞が、いいもうけ口だと投資家に勧めている。

▼生命の大切さ、高齢者へのいたわり、互助の心、そっちのけだ。市場であり、もうけ口であり、投資の対象だ。

▼近未来、どんな風景が展開するのか、人間は居なくなったが「市場」だけは残った。

▼人間の居ない美しい国が……。

(Y)